

## 「NURO スマートホーム スタンダードプラン」重要事項（※特定商取引法に基づく表示）

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項およびサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

### （1）サービス名

「NURO スマートホーム スタンダードプラン」

（以下「本件サービス」といいます）

### （2）サービスの種類

お客さまが本件サービスの利用場所としてソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます）に申し込まれた際の登録住所（以下「設置先」といいます）に取り付けられた本件サービスに用いられる機器（以下「本件機器」といいます）による、お客さまおよびお客さまのご家族等の帰宅または外出の通知、設置先のドアまたは窓の開閉検知および設置先における温湿度検知等を行うサービス。

※各サービスの詳細は各種 Web サイトにてご確認ください。または弊社販売担当者までお問い合わせください。

※お客さまは、本件機器を設置する土地または建物の権利者がお客さま以外の方である場合、当該土地または建物の権利者に本件機器が設置されることについて、あらかじめご承諾を得るようお願いいたします。

※設置先の遮断物等の構造によって、通信が不安定となる、または切断される可能性があります。

※アプリケーションのダウンロード方法は、以下の通りです。

本件サービスのお申込み後にお客さまにてご登録されたメールアドレスに専用のアカウント発行、確認コード通知のメールが送信されます。こちらのメールの手順に従いアプリケーションのダウンロードを行い、通知されたアカウントを用いてログイン作業を行ってください。その際、確認コードの入力も行ってください。

### （3）料金

・初期費用：3,850 円（税込）

・月額基本料金：3,828 円(税込)

※本件サービスのご利用には、別途インターネット接続サービスのご契約が必要です。

### （4）料金のお支払時期および方法

・初期費用については、お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、弊社が利用開始日として通知した日（以下「利用開始日」といいます。）の属する暦月の翌月末日までに、本件サービスへのお申し込み時にご指定頂きました決済手段に基づいてお支払頂きます。

・月額基本料金については、本件サービスの利用期間中毎月末日締めにて、翌月末日までに、本件サービスへのお申し込み時にご指定頂きました決済手段に基づいてお支払頂きます。

(5) サービスの提供時期

利用開始日からご利用いただけます。

なお、本件サービスは、当該利用開始日から3年間の継続契約がお申込みの条件となります。当該期間終了後の継続契約は1年ごとに自動で更新されます。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称                      ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社  
住所                        東京都品川区東品川4丁目12番3号  
代表者氏名                渡辺 潤

(7) 弊社の損害賠償責任について

本件サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、いかなる場合（隠れた瑕疵があった場合も含みます）においても、お客さまが当該損害を被られた日の属する暦月において弊社が受領する月額基本代金相当額を上限とします。

(8) 契約の解除について

- ・以下に記載の「契約の解除に関する事項」をご確認ください。なお、契約の解約または解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※契約の解除に関する書面には、「NURO スマートホーム スタンダードプラン 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号および契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

< 郵送の場合 >

〒151-8790

東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル  
りらいあコミュニケーションズ(株)内

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

NURO 事務センター 宛

**【契約の解除に関する事項】**

1. 弊社がお送りする「NURO スマートホーム スタンダードプラン」重要事項（※特定商取引法に基づく表示）（以下「本書面」といいます。）を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、本書面の余白に、「住所、氏名および電話番号」を記載し、署名捺印のうえ、郵送にてご連絡いただくことにより、契約の解除を行うことができます。なお、上記記載事項の記載漏れや誤記がある場合、または宛先の誤記等により弊社に書面が到達しない場合等、その他弊社の責めに帰すべからざる事由がある場合においては、契約の解除ができない場合がございますので予めご了承ください。

2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反して契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づく本件サービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づく契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記1、2に基づく本件サービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記1、2に基づく本件サービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還致します。
7. 上記1、2に基づく本件サービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第24条第1項の申込者等をいいます。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは弊社に対し、その現状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができるものとします。

(9) サービスに関する契約の解約または解除に関するお問い合わせ先

NURO スマートホーム サポート 0120-499-014 ※ 一部の IP 電話からは、03-6741-1707  
受付時間 9:00～18:00(1月1日、2日および弊社指定のメンテナンス日を除く)

附則：この規約は2018年8月1日から実施します。